



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	工学部学生宮澤弘幸の在学について
Author(s)	井上, 高聡
Citation	北海道大学大学文書館年報, 9, 42-67
Issue Date	2014-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/56502
Type	other
File Information	ARHUA9_003.pdf



< 研究ノート >

工学部学生宮澤弘幸の在学について

井上 高聡

はじめに

2013年5月29日～6月1日、北海道大学から三上隆理事・副学長と井上高聡大学文書館員が、宮澤弘幸令妹の秋間美江子氏（アメリカ、コロラド州ボルダー在住）を訪問した。北海道大学では2010年に、逸見勝亮理事・副学長・大学文書館長（現在は名誉教授）が、宮澤弘幸の在学について大学公文書を調査して、「宮澤弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考——北海道大学所蔵史料を中心に——」¹⁾（以下、逸見勝亮報告と略す）を報告した。その後、工学部が公文書を悉皆調査したところ、逸見勝亮報告の調査の際には見出せなかった、宮澤弘幸の「退学願」、「復学願」、「死亡届」等を確認した。秋間氏訪問は、これら新たに確認した大学公文書について、直接、説明するためであった。

本稿は、秋間氏への説明に、その後の資料学的観点から行なった文書精査で明らかとなった見解を加え、宮澤弘幸の在学について考察することを目的とし、逸見勝亮報告を補訂するものである。

本文の1、2では、後述する上田誠吉が著書で触れていない、宮澤弘幸の北海道帝国大学在学時の活動を中心に、大学関係資料を基に記述した。3-6は、新たに確認した大学公文書の考察である。

「宮澤・レーン事件」について、改めて簡単に説明する。アジア・太平洋戦争開戦の1941年12月8日、北海道帝国大学工学部2年目学生であった宮澤弘幸が、予科英語教師H.レーン、P.レーン夫妻とともに軍機保護法違反容疑で検挙された。その後の裁判で、1943年5月に宮澤とH.レーンの懲役15年、P.レーンの懲役12年が確定した。これが「宮澤・レーン事件」である。レーン夫妻は、間もなく交換船でアメリカへ出国するが、宮澤はGHQの指令で釈放される1945年10月まで服役し、釈放後、苛酷な拘禁生活が基で1947年2月に死去した。戦後、弁護士上田誠吉が、『戦争と国家秘密法——戦時下日本でなにが処罰されたか——』（イクオリティ、1986年3月）、『ある北大生の受難——国家秘密法の爪痕——』（朝日新聞社、1987年9月）、『人間の絆を求めて——国家秘密法の周辺——』（花伝社、1988年7月）などの著書で、宮澤・レーン事件の全貌を解明し、宮澤弘幸は冤罪であったとの見解を明示した。

1、北海道帝国大学予科在学時代

(1) 予科入学

宮澤弘幸は東京府立第六中学校を卒業した1937年3月、北海道帝国大学予科工類を受験した。北海道帝国大学は予科・農学実科・林学実科・附属土木専門部の入学試験を3月23日から6日間にわたり、札幌（北海道帝国大学）と東京（第一高等学校）を会場として実施した²⁾。この年から試験科目として従来の「動・植物学」が「化学（有機化合物を除く）」に代わり、宮澤の受験した予科工類は、23-25日に身体検査、26日に国語漢文（150点）、27日に化学（70点）と数学（150点）、28日に英語（150点）という日程であった³⁾。

大学は、4月5日に合格発表を行ない、宮澤は倍率12倍の予科工類（定員120名）に合格した⁴⁾。

新入生は4月17日に初登校し、26日に中央講堂において入学式に臨んだ。宮澤は予科工類3組（36名）となり⁵⁾、級主任は図画担当の中根孝治教授、予科3年間の生徒担任は数学担当の鈴木庄治郎教授となった⁶⁾。

(2) 桜星会弁論部における活動

北海道帝国大学予科は、「大学予科生徒並ニ大学予科職員ノ懇親団結ヲ図リ会員ノ意気及校風ヲ維持発揚スルヲ以テ目的」として校友会組織桜星会を結成していた。桜星会は、予科生徒が正会員、予科職員が特別会員となり、予科主事が会長を務め、下部団体として20の団・部を組織していた⁷⁾。

宮澤弘幸は桜星会弁論部に所属していた。予科2、3年級になると宮澤は弁論部が開催する講演会で積極的に演説を行なっている。表1は、記録に残っている宮澤の演説活動である。

【表1】 宮澤弘幸の演説活動

日付	会場	催事会	演題
1938.	[不明]	弁論部例会	宗教に対する一私見
1938.06.15.	今井記念館	春季札幌公開講演会	美を見凝めて
1938.	留萌、滝川、岩内方面	春季巡回講演会	[不明]
1938.08.20-27.	道内班東部方面	夏季巡回講演会	不思議な話
1939.09.	天塩班	夏季巡回講演会	[不明]
1940.02.10.	今井記念館	予科実科合同講演会	人間の問題

[出典] 『北海道帝国大学新聞』1938年6月28日、8月23日、1939年7月25日、1940年2月20日
『桜星会会報』第3号（1939年3月）

演説の内容を窺い知ることはできないが、演題からは宮澤が主に文芸の分野に強い関心を向けていることが分かる。例えば、予科2年級の春に宮澤が「美を見凝めて」を演説し

た春季札幌公開講演会では、他の演者は、「ナチスの指導精神」(予科医類3年級向後鐵太郎)、「日本文化の歴史的考察」(医学部小野淳信)、「時局と農村問題」(農学部助教授荒又操)と題した講演を行なった⁸⁾。また、「不思議な話」を演説した1938年の夏季巡回講演会では、他の演者は、「歴史を創造する力」(予科農類3年級伊藤盛也)、「支那と支那人」(予科医類3年級向後鐵太郎)、「日本に於ける仏教文化について」(予科工類1年級加納久雄)、「過去の日本を顧みて」(予科工類2年級若林司朗)、「我が国古来の思想」(予科農類2年級佐々木義夫)と題した講演を行なった⁹⁾。飽くまで演題からの推測に過ぎないが、宮澤は、当時の日本の政治や国家、国体、民族、戦争といったものに盲信的に傾倒するという傾向は比較的薄かったのではないだろうか。もちろん、そういったものに批判的であったというわけではないが、少なくとも文芸の分野により関心を寄せていたということ是可以する。

(3) 『桜星会雑誌』への詩の投稿

また、宮澤は、桜星会文芸部が刊行する『桜星会雑誌』に詩を投稿している。1938年7月刊行の『桜星会雑誌』第46号には「真理は時に嘆く」(資料1)と題する詩を発表している¹⁰⁾。『桜星会雑誌』第47号にも詩「山の詩・他一篇」を投稿したが、誌面の関係で掲載されなかった¹¹⁾。

文芸への傾倒については、こうした活動をはじめ、「宮澤弘幸予科アルバム」(秋間美江子氏寄贈、北海道大学大学文書館蔵)に書き込まれた自作の詩歌・随想・紀行文や、古典の引用にも見て取れる。

(4) 「支那語講習会」への参加

この他、予科時代の文化活動としては、宮澤が、1938年12月2日15:30-17:00に大学内の学生生徒控所8号室で「支那語講習会」を20名の参加者で開催する旨の集会届を学生課に提出したという記録が残っている¹²⁾。

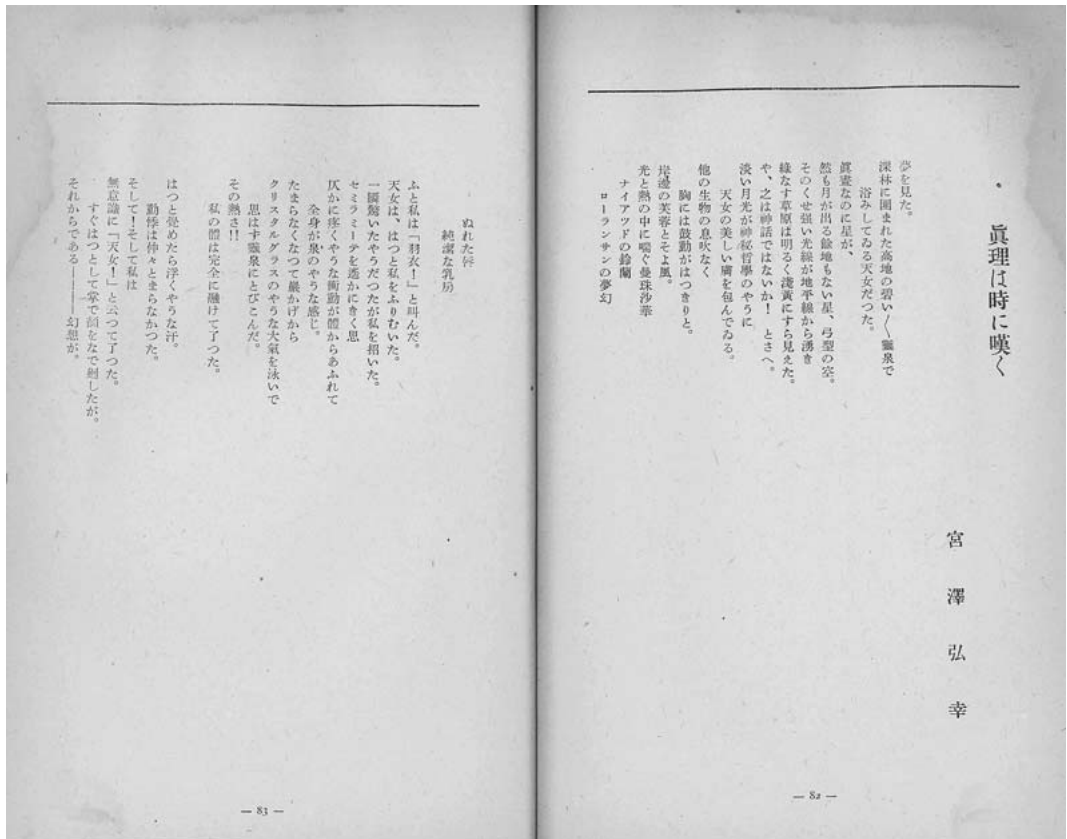
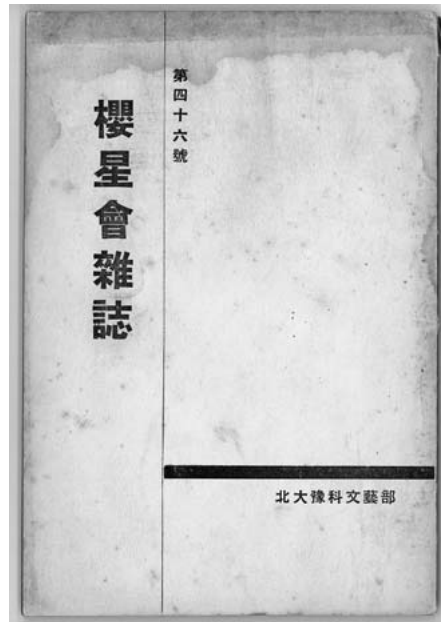
「支那語講習会」については、『北海道帝国大学新聞』が同年11月22日付けで、「予科報国会では一学期発表した支那語講習会をやつと実行する事になり十八日動物実験室に於て放課後第一回の講義があつたが二十四名出席熱心に発声練習をなしたが第三学期は時間の都合上昼食時の暇を利用して座談的にやつて行く意向である講義は農類三年生の学友呉君の好意によつてなされるものである」¹³⁾と報じている。

(5) 文武会理事就任

文武会は、「北海道帝国大学在籍ノ学生々徒ハ必ス通常会員タルモノトス」る大学全体の学友会組織で、その他、教員・職員・卒業生・関係者が各種会員となり、「会員ノ智徳ヲ研修シ体育ヲ奨励シ兼テ会員ノ融和ヲ図ルヲ以テ目的」とした¹⁴⁾。文武会では、会頭を総長が務め、下部組織として24の部をあった。

1938年11月30日、文武会の1939年度理事の選挙があり、各学部から23名の新理事を選出

【資料1】『桜星會雑誌』第46号に掲載された宮澤弘幸「真理は時に嘆く」



した。宮澤は予科選出理事6名の内の1人として、新理事となった¹⁵⁾。

1940年10月、文部省の意向により、学友会組織は教職員学生を一丸とした鍊成報国の団体に改組することとなった¹⁶⁾。宮澤の工学部進学後、1941年2月6日に予科桜星会や文武会は、北海道帝国大学報国会に改組された。宮澤は、この際にも、報国会文芸部講演班の幹事に就任している¹⁷⁾。

(6) 予科における履修科目

宮澤弘幸の予科履修科目は、表2の通りである。常に比較的上位の成績を修めており、特に国語・漢文・外国語の成績の優秀さが顕著であった。

【表2】 宮澤弘幸の予科在学時の履修科目

科目	第1学年（1937年度）	第2学年（1938年度）	第3学年（1939年度）
修身		○	○
心理			
国語	○	○	
漢文	○		
第一外国語 一	○	○	○
第一外国語 二	○	○	○
第一外国語 三	○	○	○
第二外国語	○	○	○
代数	○		
三角幾何	○		
微積		○	
解幾		○	
微分			○
積分			○
力学			○
物理		○	○
物実			○
化学		○	○
化実			○
植物	○		
動物		○	
地鉱	○		
法経	○		
図画	○	○	○
体操	○	○	○

〔備考〕 宮澤弘幸の予科学籍簿（北海道大学事務局学務部蔵、非開示文書）より作成した。「○」印が履修科目。



1939年度文武会理事（大学文書館蔵）
1939年5月3日、中央講堂において。
2列目右2番目に宮澤弘幸。

2、北海道帝国大学工学部在学時代

(1) 工学部電気工学科への進学

宮澤弘幸は、1940年3月に予科を修了し、4月に工学部電気工学科へ進学した。電気工学科は電気機械・電力及電力応用・応用電気磁気学の3教室からなった。

(2) 『北海道帝国大学新聞』への投稿

宮澤弘幸が工学部に進学してからの活動は、上田誠吉『ある北大生の受難』に詳しい。学部は予科と異なり、専門分野の講義・実験が生活の中心となり、一般的に学生の課外活動はさほど活発ではない。宮澤については、工学部在学時の活動を示す記録として、表3に示した、『北海道帝国大学新聞』への寄稿がある。

【表3】『北海道帝国大学新聞』への宮澤弘幸の寄稿

掲載号・面	発行日	表題	
第241号・2面	1940年11月12日	満洲を巡つて（一）	【資料2】
第242号・4面	1940年11月26日	満洲を巡りて（二）——旅行メモより	【資料3】
第243号・4面	1940年12月17日	満洲を巡りて——旅行メモより	【資料4】
第251号・2面	1941年6月10日	戦車を習ふ	【資料5】

(3) 工学部における履修科目

上田誠吉『ある北大生の受難』に記述があるように、宮澤は、他の学部学生とは異なり、積極的に学外の活動に力を入れていた。従って、工学部在学時の成績は平均的で、科目の履修状況は必ずしも良い方ではなかった。

表4は、工学部在学時の履修科目である。合否欄が空白の科目は、宮澤が1941年12月8日に、軍機保護法違反容疑で検挙されたことにより、履修できなかった科目である。特に、

「電気鉄道」と「高電圧工学」は、講義に出席しながら、検挙された2、3ヶ月後に実施した試験を受けることができずに、単位を認められなかったことを示している。

【表4】 宮澤弘幸の工学部在学時の履修科目

科目	単位数	修学終了月日	合否
機構学（甲）	2	1940年10月19日	×
水力学	2	1941年10月25日	○
数学第一	4	1941年3月12日	○
水力機通論	2	1941年3月15日	○
電気磁気測定法	2	1941年3月11日	○
電気実験第一	(4)	1941年3月	○
物理学実験法	1	1940年10月24日	○
物理学実験（甲）	(1)	1940年10月	○
電気磁気学	5		
測量実習及製図（乙）	(1)	1940年10月	○
測量第一	2		×（1940年10月31日）
材料力学第一	4		
熱及熱機関	4		欠席（1941年3月1日）
機械製図（乙）	(2)		
力学	3		欠席（1941年3月5日）
物理学	4		欠席（1941年3月7日）
電気機械第一	4	1940年10月22日	○
電気製図第一	(1)	1941年3月	○
電気磁気学演習	(0.5)		
数学第二	4		
応用電気化学	2	1941年10月20日	○
交流理論	4		
電気機械第二	3		
電気機械第三	3		
電気工学実験第二	(9)	1942年1月	○
発送電及配電第一	5		
電灯及照明	2	1941年10月16日	○
電気鉄道	2		欠席（1942年3月）
電気器具	2		
高電圧工学	4		欠席（1942年2月）
電子工学第一	2		
電気通信原論第一	4		
電気機械設計及製図第二	(6)		

【備考】 宮澤弘幸の工学部学籍簿（北海道大学工学系事務部蔵、非開示文書）より作成した。

【資料2】宮澤弘幸「満洲を巡つて」(『北海道帝国大学新聞』一九四〇年十一月十二日)

滿洲を巡つて
(一)

工學部一年宮澤弘幸

選考では、他年、内地の學費を減
率に、留學生は知名の名士を出て
敬慕卓卓の聲を興へることは所
知の行事となつてゐるが、本年は
初めての試みとして内地の青年選
から論文を拵めて十名を選り、
八月一様、選考の總務を日清より
て來れた。

そのお蔭で今一度も大陸土
を歩んでこのみながつた筈。た
とへば選取されたのは出来、聯合
に臨し見聞の事が出ても、聯合
自派とまればゆかなくても、聯合

で、その成分を公表帳上に出して、
 できる範囲で運べてみたりする
 のである。酒類は北洋ルートから
 北朝鮮に下り、東満、西滿、東
 滿、北滿、大連から同国に
 運出する。現在の朝鮮が中国か
 →北支出口が入つて表支露が
 露國といふことになる。然し
 ながら考へて見ても露所から入
 り込んだ万端少し異ひやうに
 のコースが、大連から入るの
 のよりは斷つてゐるのではない
 かと思ふ。

大膽だね！
それだに！敵艦を撃破は、母の同
盟を得てゐる。元來、昨晩は砲
艇隊が母の命令する所であるが、敵
艦隊の砲臺とこの同盟艦に
難みて、砲臺は悉く破壊の
手にゆだねられた。母から云つても、
選抜に勝つたに過ぎない。同盟艦は
激戦を経て、まだ大層な被害を受
けず、その二三隻あひあけてみよ
う。

丁度雨ありの日に我々は早朝
から街まで自動車に乗つたが、路
頭から昭和學堂までの間は連続

と尊厳のうちに置くにあらざるや
き進出が起るである。
この「不地主同盟」とは、内地派
の父兄は政府による土地の買収に
反対し、政府の露布裡説が愚民に
上には影響を及ぼしてゐる事である。
土地の嫁ぎは、兩丈と人の手に渡
りてしまつて、誰の所佔か分
つてゐてもかゝらない程で、さ
うして誰が所有してゐるのは誰
であるから、なだりに手をつける
わけにはいかないと云ふ聲すらあ
る。内地の知事にも、野井と野矢

[illegible]

に立つ興隆寺とは同じ親誼な存
在であつた。興隆寺の後の丘に
は將兵の表忠祠が設けられて三
日後には祭式式を行ふ筈となつた事
だつた。昭和十三年、五月日か
ら案議して六月廿四日に最勝院が
行はれた興隆寺と寺屋敷時轉輸に
當つた車掌が待つて來てく
られて二等車の窓から當時の思ひ
出を懐かしく照らすまで加へ年し
て打たれた。

云つてゐるが、さうも判れない。然し、佛に對しては、戒善のみに對する人々を以て是としたが、慧の作見した慧は多かれ少なかれ、慧を起すべき事も認められなかつた。

清濁辨は疑の慧に對するものであつても、實に今觀の論文の内容から云つても是非一見したかつたのであるが、時日に儉なく、無慈悲心をしてもつて賊意に憑けられた。

慧丹では、これはまた慧に對するの如くである。聞かうとした大

腹のたがの勢動してゐたつもり
で、上へ一見してとんぐも
思から無へなまはて、湯衣
飯は煮くけて去ねばならぬ目目
に逃されてつづいた
その間から三船艦列は、額縁
の貨車から時鐘のじよあの「電車
まで、更に自衛車、バス、トラ
ック、ハイヤー、洋車、馬車、
三輪タクシー、飛行機まであり、共
に語つた人は静かにして、口鮮
満、髪支、鏡、例、イブクサ
となり職業家にして源流系では
車掌から顧客までの間の顔と見
ての貴族、日本官、藩州員

此處は草創で、青々とした丘を
またした恩での嫁入りし城であらう。
西の山に雲がにでも出て来
る。青い小山、雲々に驚かす
山の雲霧、丘の際には夜霧の
りとなげく雲を青にして、ほつ
つと立つ新いた、湖の奥まで
とちひなむ。

この仙館に建てた三千五百石の
池に、日本海の水を引込、
隣国と通ずる船に運送して、
力強い白鯊の鱗の姿を見

に立派に描き立ててゐるが、横を越えた途端に自國の旗はペンタを越えたために一竿一箇にだけれぬ凄然たるに――ガタと落ち始めた。朝鮮語でては朝鮮の道沿道程に足は弱が及び覺ぬといふのだが、ざりとて躍ぬといふ文化劇團をを横向うまでするのは行政機関に許されない。いかに交際文化を生むとは云へど、附屬文化が伴はなくとも交際體のみでは市街は決して圓滑な發展を發せぬものである。それこそ明白である。それこそ明

から、内地諸藩の諸藩をかねてより順次としてあるのだが、昨々こちらに歸藩してくれないと云ふやうな事を書いて、
平戸に歸藩して来た日本海藩水化固も、華船製造として雄基河津を待つ天窓の良港、河津で、交易上は軍事上に弊害はなく、あととての製塩文化解放と出来れば、餘計はなく、寧ろ問題はあるもの日本内閣の港施設は重要な事があるが、内地の諸問題はこれに關れないで

決するに據たはつてゐるから、
 遠慮の事實とも云ふべき職に
 上載した第一歩からして前説され
 のである

牡丹江まで

羅薩の北鎮邊境事務所へゆくこと
 要路の性質に際し、星中兵力及び
 軍品輸送に關する努力について
 對九國團長より出せられた要
 形狀に對するつづ。ウヂヂサから
 北、四十里と云はれる羅薩から
 四回現地出張時までに、奥の森
 谷で増出し、近衛城に於て被殺
 傷者を出し、手前、後方進行で消化

政治工程があるの事、特に
 鐵道行の便、實に民からし
 むを認めてゐるうちに、鐵道に
 對する熱心は、益々増進して
 來た。尤も、來るまで
 列車が二十分も遅延した、こ
 れはレールに龜裂が起つたか
 らのたゝめ、このうちをどう
 地盤が力を大に結める。
 鐵道國庫の巨額は、疑はれな
 かつた。この故の郵便は、早
 速とのこと、然し、然したと
 して、郵便を減つた、此の點
 には、巨額を減つた、此の點
 には、巨額を減つた、此の點

然もそれである。今なはず丹江市
明で近くなるむ時には、
長をばはに記である。郷と云
は、
の國にはた師と書聞しもの
あらう。内地では家形ビル

大津教授、松崎、藤人、荻久、
店主人、職人、農人、農民、開拓
者、軍人、海軍、海軍、海軍、
政府、小商人、民衆、支配人、文
士、職人、人、下は寄居、
親戚、親戚に至るまで、
と、話を交へて見た。その他
ホテルのボーイ、路傍の人を
たづね、一ヶ月間の旅行で決
論を迫りあげて、それを示さ

織じたのは襦である。然し何
 つても、龍王様に入つたばかりの世
 勢は今の様にどつびつゝ世
 勢は今の様にどつびつゝ世
 勢は今の様にどつびつゝ世
 勢は今の様にどつびつゝ世

横な鐵道、精利な汽船、
 慢な道路、水運、ガス、電燈、住
 宅等についで一般文化施設を
 するには鐵道當局に金がなく、
 かりとて津津金運を轉に韓國地
 帯と決めて一切を譲り、売却す
 るのは國家の前途を憂ふと云ふ
 が、鐵道部とて金も乏しく得
 ず、即ちを規定してなど云々云々
 案が問題になつてゐるが、此種
 な話に引續つて、現状は發行所

最も意の極致文化なるものが、
當に國體を告ぐるものである。
一鞭をあげれば、小僧、儒者、
戸の障で見えわかるやうに、
然る餘蘊の疑きもす、開港
期の靈感には、理意はともかく
して必細なものである。まして
の各神の靈驗神蹟について、
の國の書に身神に榮くの諸出が

していつた居時の苦悶を、哲思に飽いた人々との密談で慰いたが、夢がさがる氣がした。は居時の、海軍による機密通告で、秋の七夜が八月たふふに睡心に咲きけふ中を改修新橋に飛つて銀座駅上りのトリーチを一里隔て四つ年汽車は進んでゆく。四つ時の居頃のステートに話々と眞新しいが敷

凡での物館が二部以上に分れる。その際、其の邸は大部分敵人に朝臣と全く同じ気分である。既に証書ではさしたる理由も物館を内邸のて三層に上げることがなつてゐるが、それはこのかゝる今でもこのために内邸のものがどつく諒解に陥れさせて、却てはより不自由な状態はね

觀經の諸善の願も盡せられ
して眼目出來なくなる。經の
の半眼は二つ眼を改めて盡べ
としよう。

佛の經に、ムフ會社の工場を
學んで諸善の願を講じたが、
れば二つ眼でつてたより小僧
だと激しく思つてゐる。

（十一月廿日）

滿洲を巡りて

加行ノ

[illegible][illegible][illegible][illegible]

でもなくもつと地理的経緯条件下のシベリヤに於ける軍員が朝鮮に農業電化の福利を物賜つてゐる。ソワイエツト政權ブラス電

「朝菜はなかく、舞臺にゆかずやはり金まうけ第一、世に成なり師である。舞臺は世の舞臺に成である。國士の源和とを著るしく続つたも

彌榮村
 佳木斯留留申一日を置いて約二
 週間ばかりにふられ、同書を訪
 問する。彌榮村は彌留に非ずと云ふ
 現状を彌留のために悪く思ふ
 のである。
 彌留の歌集によるものであろう
 歌の巻を掲げるには大田民郎
 増えては、それら全部に優秀な
 詩人の名を掲げる。

りて(二)『北海道帝国大学新聞』

一九四〇年十一月二十六日)

「お、それで、より広ま

【資料4】 宮澤弘幸「滿洲を巡りて」(『北海道帝国大学新聞』一九四〇年十二月十七日)

滿洲を巡りて

宮澤弘幸

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

— 51 —

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

の傍へ移り、井原の傍に立
つた頭を思はせられな
うか。

[illegible][illegible]

縮小し
 して、
 洋装化
 をいま
 は一マ
 ヲンに
 つたが
 り人の
 歩は七
 分五厘
 足らず
 此の隙
 に開つ
 てゐる
 故に、
 縮小し

工學部 宮澤弘幸

談を何回となく聴いたか、中隊長によると、戦車はよく出来たもので戦車砲で真可からぶち

でないとのこと整備員は何時も使用済みで故障の起きた、又は起きかゝつてゐる戦車ばかり見

た中隊長には常に最良條件の戦車が配給されたのだから、ちからも本當のことを云つたので

分を聽いて人間とは面白いものだ
とつくづく感じた。

云ふ某型の輕戰車と中戰車とを二
 三、三十人が二組に分れて分隊

比較は出来ぬまでも自然と僕達
は對抗的に伸よく張り合ひ始めた
一言は、何れも重大らしく、く

卷之五

「車」なる字も「戰」なる字も「車」

軍需工場總てに汎つてそうたら

ととて毎日を通してゆくのを思ふにつけ日本の社會福祉施設に

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

れたさき、
教官はさつさと引込ひきこみ

煙草を吸い始めた。

に縛りつけ頭に保護帽を被つて運

で、人間らしい至氣さな

3、宮澤弘幸の在学・退学に関する文書

(1) 大学公文書

宮澤弘幸の北海道帝国大学在学に関わる大学公文書は表5の通りである。逸見勝亮報告作成に当たっては、2009年11月に工学部が保管する公文書②④⑧を調査し、事務局学務部から①の複写の提供を得、これらを基に記述した。

その後、2013年3月に改めて工学系事務部が公文書を悉皆調査したところ、「*」印を付した文書③⑤⑥⑦を確認した。現用文書でない③⑤⑥⑦を綴じた簿書は、段ボール箱に詰めて現用文書とは別置して保管していたため、2009年の調査の際には確認できなかった。

③⑤⑥⑦を綴じた簿書については、2013年6月に大学文書館へ移管し、歴史的資料として保存することとなった。

【表5】 宮澤弘幸の在学に関する大学公文書

	文書名	文書日付	文書を綴じた簿書名	所蔵 (文書の扱い)
①	予科学籍簿	1938-1941年		事務局学務部 (非開示)
②	工学部学籍簿	1941-1947年		工学部 (非開示)
③ *	退学願（宮澤弘幸）【資料6-2】 退学指令書議案書 【資料6-1】	1942年4月1日 1942年4月1日	「入学退学休学卒業ニ 関スル書類 自昭和十 七年至昭和十九年 北 海道帝国大学工学部」	大学文書館 (部分公開)
④	第四百二十七回教授会	1942年5月7日	「教授会記録 昭和十七 年度北海道帝国大学 工学部」	工学部 (非開示)
⑤ *	復学願（宮澤弘幸）【資料7-2】 復学指令議案書 【資料7-1】	1945年12月8日 1945年12月21日	「退学休学入学卒業関 係 自昭和二十年四月 至二十一年々々 工 学部」	大学文書館 (部分公開)
⑥ *	死亡届 【資料8】	1948年1月31日	「退学関係綴 昭和廿 三年度以降 工学部」	大学文書館 (部分公開)
⑦ *	休退学許可伺 【資料9】	1948年2月3日	「休学退学復学伺簿 昭和廿三年度以降 工 学部教務係」	大学文書館 (部分公開)
⑧	第五百五拾五回教授会	1948年3月11日	「教授会記録 昭和廿 一年度自二〇、一〇至 二三、一二、 北海道 帝国大学工学部」	工学部 (非開示)

(2) 工学部学籍簿の記載

逸見勝亮報告書の記述の中心資料となっている工学部学籍簿（表5②）の記載について確認しておく。

「退学」欄には、「昭和17年4月1日」と退学した日付の記載がある。退学の理由は「家事上ノ都合」となっている。

在学に関わる「備考」欄の記載は、以下の3件である。

- ・「昭和十六年十二月八日 国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」[鉛筆書き]
- ・「昭和20年12月21日復学許可ス」[ペン書き]
- ・「昭.22.2.22. 死亡」[朱書き]

以下、表5の大学公文書の記述を基に、大学が宮澤の在学に関わって取った措置を改めて確認する。

4、宮澤弘幸の「退学」

(1) 「退学」に関する文書について

資料6-2は、1942年4月1日付け、宮澤弘幸による北海道帝国大学工学部長宛ての「退学願」である。資料6-1は、「退学願」の提出を受けて、工学部が退学を許可する事務手続きを行なった「退学指令議案書」である。

両文書は、「入学退学休学卒業ニ関スル書類 自昭和十七年至昭和十九年 北海道帝国大学工学部」と表紙に表題を記した工学部旧蔵の簿書に、資料6-1、資料6-2の順に綴られている。簿書表紙には表題の他に朱書きで「保存期限 永久」と記載されている。この簿書は、1942年から1944年までの工学部学生の入学・退学・休学・卒業に関する諸願・届とその処理を行なった事務文書を綴ったものである。

(2) 1942年4月1日付け「退学願」（資料6-2）

宮澤弘幸は、1942年4月1日付けで工学部長宛てに「退学願」を提出した。筆跡は宮澤の自筆であると認めることができ¹⁸⁾、「宮澤」印の押印がある。

本文を書き下すと、「右は今般、家事上の都合に依り退学致したく候あいだ、ご許可あい成りたく、この段、お届け及び候なり」である。「家事上の都合」による退学を願い出た内容である。

提出後に大学側が「退学願」に行なった記載としては、紙面の右端に「四月一日附ニテ許可スルコト」の文言の鉛筆書きがあり、そのかなり下に大学の工学部担当学生主事である宗宮知行教授（電気機械研究室）の「宗宮」印の押印がある。宗宮学生主事が工学部に対し、4月1日付けで「退学願」を受理し、退学を許可する事務手続きを行なうように指示した書き込みであると判断できる。また、紙面上部に「許可スルコト」の文言の鉛筆書きがあり、その右側に井口鹿象工学部長の「井口」印の押印がある。工学部長が退学許可の指示を行なったことを示す書き込みである。

(3) 「退学指令議案書」（資料6-1）

宮澤名義の「退学願」の提出を受けた工学部では、学生主事と学部長の指示に基づき、庶務係の柴山巖郎書記が宮澤の「退学願」に対する指令書案を作成した。内容は、工学部長が宮澤に宛て4月1日付けで退学を許可するというものであった。

【資料6-1】「退学指令議案書」

宮沢弘幸

発送		北大工指第		昭和	年	月日判決	浄	菊野校
番号	第	五三三	昭和	昭和	拾七年	四月	廿日	扱済写
工学部長 井口		昭和十七年 四月 一日		柴山書記 柴山				
電協議員 浅見				庶務係主任 庄子				
学生主事 宗宮				村田 奥山				
件名	退学許可ノ件							
【議案野紙								
指 令 書								
北海道帝国 大学								
四月一日願退学ノ件許可ス								
昭和十七年 四月 一日								
工 学 部 長								
備考 一、 理由 家事上ノ都合								
二、 総長へ報告、 教官、 会計学生両課長、 配属将校へ								
通知ノ								

【資料6-2】「退学願」

四月一日附ニテ許可スルコト

宗宮

井口

退学願

許可スルコト

工学部電気工学科三年目

宮澤弘幸

右者今般家事上ノ都合ニ依リ

退学致度候間御許可相成

度此ノ段及御届候也

昭和十七年四月一日 右

宮澤弘幸

北海道帝国大学

工学部長殿

事務手続き上の備考の1つ目として、宮澤が退学を願い出た理由について「退学願」の記載に基づき、「家事上ノ都合」であることを記している。備考の2つ目として、指令内容を総長へ報告すること、教官、授業料徴収を担当する会計課長、学生を監督する学生課長、軍事教練を担当する配属将校へ通知することを記している。

柴山書記が作成した指令書案は、まず、事務手続きを担当する工学部庶務係の庄子榮三郎書記、会計係の村田豊雄書記、奥山竹次郎嘱託が検印した。次に、宮澤が所属する工学部電気工学科の筆頭責任者である協議員の浅見義弘教授（応用電気磁気学研究室）と、学生主事宗宮知行教授が検印した。最後に、工学部長井口鹿象が検印し、議案の決裁を終了した¹⁹⁾。

指令書を工学部庶務係の菊野良子雇が浄書し、公文書番号「北大工指第五十三号」を付して、宮澤宛てに通知した。

「昭和拾七年四月壱日扱済」と記載があり、ここまでの事務手続きを4月1日付けで行なったことを示している。

(4) 工学部学籍簿への「退学」事項の記載 (表5②)

工学部は、宮澤の学籍簿の退学欄に、退学した日付を「昭和17年4月1日」、理由を「家事上ノ都合」と記載した。

また、備考欄には「昭和十六年十二月八日、国家総動員法ニ依ル諜報問題ニテ勾引セラレ後起訴セラル」と記載した。工学部は、宮澤が逮捕された嫌疑について正確な情報を得ていなかったことを示している。

工学部は、宮澤の学籍簿を在学者学籍簿群から外し、退学者学籍簿群へ移したと考えられる。

(5) 工学部教授会における「退学」の報告 (表5③)

1942年5月7日に工学部が開催した第427回教授会において、前回の教授会以後の処理事項の一つとして、「電気工学科三年目学生宮沢弘幸ニ対シ四月一日附ヲ以テ退学ヲ許可セリ」と報告した。

(6) 宮澤弘幸の「退学」の位置づけ

前述の通り、「退学願」は宮澤弘幸自筆である。しかし、宮澤は戦後、秋間美江子氏に対し、取調中に「退学願」を強制的に書かされたと証言したという。上田誠吉の調査でも取調中に宮澤が拷問を受けたことが明らかになっているから、宮澤の「退学願」提出は、生命の危険に晒されながらの苦渋の選択であったと考えられる。「退学願」提出強要に大学が関わったことを示す記録はない。工学部が学籍簿に宮澤の嫌疑について正確に記載し得ていないこと、軍機保護法の性質、宮澤の弁護士が宮澤の家族にさえ接見内容や嫌疑内容について口外できなかった状況を鑑みると、検挙後の宮澤に大学が直接・間接に接触す

ることは困難であったと推測される。従って、大学が宮澤の「退学願」提出に関与した可能性は低いと考えられる。

工学部は、宮澤自筆の「退学願」提出を受け、「退学」手続きを進めた。工学部で行なった「退学」手続きには特に瑕疵はない。しかし、工学部が4月1日付けで事務手続きを行なったことには疑問が残る。表6は、現在、大学公文書から確認できる1942年4月1日前後に工学部が発行した指令書の手続き日である。工学部の指令書の公文書番号は「北大工指第□号」と付され、指令書を発行した順番に連番が付されると考えて良い。

【表6】 1942年4月1日前後に工学部が発行した指令書の手続き日

公文書番号	件名	願日付	願受領日	議案作成日	文書決裁日	指令書日付
北大工指第46号	除籍許可ノ件			4月4日	4月4日	3月31日
北大工指第47号	入学許可ノ件		4月14日	4月10日	4月10日	4月10日
北大工指第49号	休学許可ノ件	3月31日		4月1日	4月1日	4月1日
北大工指第50号	休学許可ノ件	4月1日		4月1日	4月1日	4月1日
北大工指第52号	休学許可ノ件	3月28日	4月30日	4月1日	4月1日	4月1日
北大工指第53号	退学許可ノ件	4月1日		4月1日	4月1日	4月1日
北大工指第59号	休学許可ノ件	3月31日	5月18日	4月1日	5月22日	4月11日

〔備考〕「願日付」は工学部に提出された願に記載された日付、「願受領日」は工学部が願を受領した日付、「議案作成日」は工学部が指令書案を作成した日付、「文書決裁日」は工学部で指令書案を決裁し終わった日付、「指令書日付」は指令書を発行した日付。

第45、48、51、54-58号の文書は残っていない。

〔出典〕「入学退学休学卒業ニ関スル書類 自昭和十七年至昭和十九年 北海道帝国大学工学部」（北海道大学大学文書館蔵）

第47号では、「入学願」を工学部が受領した日付が4月14日であるにも関わらず、指令書の発行、即ち入学許可の通知は4月10日付けで行なっている。これは1942年度の講義が4月10日から始まるため、学生の受講上、遑って許可する必要があったと考えて良い。第59号では、「休学願」の日付に対し、願受領と事務手続きに50日以上の開きがあり、休学許可の措置を日付を遑って実施している。これも学生の受講手続き上の理由であろう。このように、当時の文書においては、記載された日付が、必ずしも実際の手続き実施日を正確に示しているとは限らない。

第53号に当たる宮澤弘幸の「退学願」の事務手続きは、文書の記載からは4月1日に、事務手続き・指令書発行までのすべてを済ませていることを示している。しかし、第52号の「休学願」受領日が4月30日であり、第59号の「休学願」受領日は5月18日である。公文書番号は数字の順番に発行されるので、第53号の宮澤の「退学願」を工学部が受領したのは、4月30日から5月18日の間である可能性が高い。また、工学部教授会では、5月7日に、前回の教授会（4月23日）以後の処理事項として、宮澤の「退学」を報告している。即ち、工学部は、4月30日以後に宮澤の「退学願」を受領し、5月7日までに事務手続きを終え、1ヶ月以上を遑った4月1日付けで「退学許可」を実施したと考えられるのであ

る。宮澤が提出した「退学願」に鉛筆書きで記載された、「四月一日附ニテ許可スルコト」との宗宮学生主事の指示は、4月1日中に事務処理をすることを意味したのではなく、年度替わりの4月1日に遡って「退学許可」を実施するように求めたものであると考えられる。年度替わりに日付を合わせたのは、授業料徴収の会計上の事務、または講義・実験・教練や学籍等の教務上の事務において、効果的に手続きを行なうことを考慮したためであろう。こうした事務手続き上の日付の操作は、宮澤の「退学許可」のみに限って行なったわけではない。例えば、第49、50、52号も年度替わりに合わせ、4月1日に事務手続きを済ませた体になっている。

宮澤弘幸の「退学」については、1943年5月27日付け大審院判決文に「北海道帝国大学工学部学生」と肩書きを記載していることとも齟齬がある。大学側の公文書では宮澤の「退学」の事務手続きには基本的に瑕疵は見られない。判決文との齟齬は、司法当局が宮澤の身分についての照会を怠り、逮捕当時の学生として身分表示をしたと考えるのが最も合理的であろう。『ある北大生の受難』で上田は判決に至る裁判の論理立てに非常に欠陥が多いことを指摘している。宮澤を学生身分のままの肩書きとしたことも、この裁判がかなり杜撰な体制で進められたことを証左するものと考えられる。

5、宮澤弘幸の「復学」

(1) 「復学」に関する文書について

資料7-2は、1945年12月8日付け、宮澤弘幸による北海道帝国大学工学部長宛ての「復学願」である。資料7-1は、「復学願」の提出を受けて、工学部が復学を許可する事務手続きを行なった「復学指令議案書」である。

両文書は、「退学休学入学卒業関係 自昭和二十年四月至々二十一々々 工学部」と表紙に表題を記した工学部旧蔵の簿書に、資料7-1、資料7-2の順に綴られている。この簿書は、1945年4月から1946年4月までの工学部学生の入学・退学・休学・卒業に関する諸届・願とその処理を行なった事務文書を綴ったものである。

(2) 1945年12月8日付け「復学願」(資料7-2)

宮澤弘幸は、1945年12月8日付けで工学部長宛てに「復学願」を提出した。筆跡は宮澤の自筆であると認めることができ²⁰⁾、「宮澤」印の押印がある。肩書きは「元工学部電気工学科三年目」と記載している。

本文を書き下すと、「右は、昭和十七年四月軍機保護法違反嫌疑のため退学中のところ、昭和二十年十月十日無罪放免にあい成り、目下、自宅において勉学中にこれあり候。就ては、元電気工学科三年目に復学致したく候あいだ、ご許可下されたく、この段、お届け及び候なり」である。「退学願」ではその理由を紋切り型の「家事上ノ都合」としていたが、「復学願」では「軍機保護法違反嫌疑」によって拘束されていたことが退学の理由であっ

【資料7-1】「復学指令議案書」

番 号		第		号		昭 和		年		月 日		判 決		浄		校	
工学部長		井口		昭和二〇年二月二日		坂田雇		坂田		庶務係		馬場		会計係		庄子 奥山	
電キ協議員		小串															
復学許可ニ関スル件																	
指 令 案																	
【議案野紙																	
指 令 書																	
復学ノ件許可ス																	
昭和二十一年十二月廿一日																	
学 部 長 名																	
総長、学生部長、会計課長へ報告（通知）ノコト																	

【資料7-2】「復学願」

工学部長	復学願
井口	電キ協議員 小串
学生主事 佐山	
元工学部電気工学科三年目 宮澤 弘幸	
右者昭和十七年四月軍機保護法違反嫌疑ノ為メ	
退学中ノ処昭和二十年十月十日無罪放免ニ	
相成目下自宅ニ於テ勉学中ニ有之候就テ	
ハ元電気工学科三年目ニ復学致シ度候間	
御許可被下度此段及御届候也	
昭和二十年十二月八日	右
元工学部電気工学科三年目 宮澤 弘幸	宮澤
北海道帝国大学工学部長	
井口 鹿象 殿	

たと明記している。敗戦により退学理由である嫌疑について「無罪放免」となったため、復学を願い出たという内容である。

大学側は、本文末尾の「及御届候也」を、願文書の定式に合わせて「及御願候也」と訂正している。文書右寄りの行間に電気工学科協議員小串孝治教授（電力及電力応用学研究室）と工学部担当学生主事佐山總平教授（採鉱学研究室）の検印、文書上部に井口鹿象工学部長の検印がなされている²¹⁾。

(3) 「復学指令議案書」(資料7-1)

宮澤弘幸からの「復学願」の提出を受け、工学部では坂田隆之雇が「復学願」に対する指令書案を作成した。内容は、工学部長が宮澤に宛て12月21日付けで電気工学科3年目への復学を許可するというものである。

事務手続き上の備考として、指令内容を大学総長、学生の学籍に関わる学務の責任者である学生部長、授業料徴収を担当する会計課長へ報告・通知することを記している。

坂田雇が作成した指令書案には、まず、事務手続きを担当する工学部庶務係の馬場文則書記と庄司榮三郎主事、授業料徴収の実務を担当する工学部会計係の奥山竹次郎嘱託が検印した。次に、宮澤が所属する工学部電気工学科の筆頭責任者である協議員の小串孝治教授が検印した。最後に、井口鹿象工学部長が検印し、議案の決裁を終了した。

指令書の浄書、公文書番号の付与の記載はないが、文書決裁を行なっているので、12月21日付けで宮澤宛てに「復学許可」の文書を通知したと考えられる。

(4) 工学部学籍簿への「復学」事項の記載(表5②)

工学部は、宮澤の学籍簿の備考欄に「昭和20年12月21日復学許可ス」と記載した。さらに、宮澤の学籍簿を、退学者学籍簿群から在学者学籍簿群の3年目の中に戻したと考えられる。

(5) 「復学」の位置づけ

宮澤弘幸は12月8日付けで「復学願」を書いた。筆者の私見であるが、この日付の意味は非常に大きいと考える。宮澤は、1941年12月8日に検挙され、学生生活と学業の断念を余儀なくされることになった。釈放後、敢えて1945年12月8日を以て「復学願」を執筆したことは、宮澤が、意に反して失うことになってしまった4年間を、改めて自身の意志で取り戻す決意を示したことを意味するのではないだろうか。「復学願」は、宮澤が自ら、戦時中に着せられた汚名を濯ぐ行動に出た、強い意志を示す証左であると筆者は考える²²⁾。

上田誠吉によると、宮澤はさらに踏み込んで、奨学金によるアメリカ留学を志望した²³⁾。1946年1月25日の『朝日新聞』のコラム欄「天声人語」に、日本人を対象としたアメリカの大学への留学奨学金の記事が掲載された²⁴⁾。上田は、宮澤がこの記事を読み、アメリカのラファイエット大学への留学に応募したと推測している。2月6日の同欄には、宮澤が

どのような志望をもって、留学に応募したかが記されている²⁵⁾。

しかし、4年に及ぶ拘禁・獄中生活で蝕まれた心身が十分に恢復することはなく、大学への復学もアメリカへの留学も果たすことができなかった。

6、宮澤弘幸死去に伴う離籍

(1) 宮澤弘幸死去に関する文書

資料8は、1948年1月31日付け、父「宮沢雄也」名義による、北海道大学工学部長宛ての宮澤弘幸の「死亡届」である。「死亡届」の後に東京警察病院医師による1947年2月22日付けの宮澤弘幸「死亡診断書」が添付されている。「死亡届」と「死亡診断書」は、工学部旧蔵「退学関係綴 昭和廿三年度以降 工学部」に綴られている。この簿書は、1948年から1950年までの工学部学生の退学願・退学理由書等とその処理を行なった事務文書を綴ったものである。

資料9は、「死亡届」の提出を受けて、工学部が宮澤弘幸の学籍を外すための事務手続きを行なった文書である。工学部旧蔵の「休学退学復学伺簿 昭和廿三年度以降 工学部教務係」に綴られている。この簿書は、学生から休学・退学・復学の願が提出されたときに、工学部内で願を許可するか否かの事務手続きを行なう文書を綴っている。

(2) 1948年1月31日付けの「死亡届」（資料8）

父「宮沢雄也」の名義で、1948年1月31日付けの宮澤弘幸の「死亡届」が工学部長宛てに提出された。宮澤弘幸の肩書きは「電気工学科三年目」となっている。本文は「右の者、昭和廿二年二月廿二日、死亡致しましたので、別紙死亡診断書、あい添へ、お届け致します」である。差出人名義は、住所「東京都千代田区富士見町二丁目九番地」、続柄「父」、氏名「宮沢雄也」と記載があり、差出人の押印はない。宛て先は「北海道大学工学部長大坪喜久太郎」である。

大学側の記載としては、文書下部行間に工学部会計掛の林芳次事務官と教務掛の小林義雄事務官の検印、その上に電気工学科主任俣野麻太郎教授（電気機械教室）と工学部事務課長の代理として庶務掛の佐藤耕一郎事務官の検印、上部に工学部長大坪喜久太郎の検印がある²⁶⁾。さらに届文書に「北大工第六二号」と公文書番号を付してある。

この「死亡届」は、宮澤雄也の自筆ではないと判断できる²⁷⁾。綴の中の他の文書の用紙や筆跡との比較から、工学部事務員が作成したものであると推測できる。この件については後述する。

「死亡診断書」は、東京警察病院の定式の「死亡診断書」用紙であり、東京警察病院の公印が押印されているため、東京警察病院で作成された実物と考えられる。

【資料8】「死亡届」

死亡届

電気工学科三年目

工学部長 大坪 電教主任 俣野 事務課長 佐藤 宮 澤 弘 幸 教務係 小林

右の者昭和廿二年二月廿二日死亡致しましたので
別紙死亡診断書相添へ御届け致します

昭和廿三年一月卅一日

東京都千代田区富士見町二丁目九番地

父 宮 沢 雄 也

北海道大学工学部長大坪喜久太郎殿

北大工第 六二 号

【資料9】「死亡届伺簿」

北大工第 62 号

科・学年	電気工学科 三年目										
氏 名	氏 名 宮 澤 弘 幸										
休退学期間	自昭和 年 月 日 死亡間 至昭和 年 月 日										
休退学理由	死亡										
連絡先	東京都千代田区富士見町二ノ九 宮沢 雄也										
部 長	大坪	電教室主任	俣野	事務課長	佐藤	会計掛	林	教務掛	小林	発送月日印	2／3
右の者別紙の通り 休学 死亡 願出ありましたから許可して差支ありませんか御伺致します											

(3) 「死亡届伺簿」(資料9)

「宮沢雄也」名義の「死亡届」提出を受け、工学部は、宮澤弘幸の死去に伴って学籍を外す事務手続きを行なった。工学部電気工学科3年目に在籍している宮澤弘幸の1947年2月22日死去に伴い、「死亡」を理由として学籍を外す措置についての伺手続きである。工学部の教務掛員が作成したと推測できる。教務掛の小林義雄、会計掛林芳次、事務課長佐藤耕一郎、電気工学科主任俣野麻太郎教授、大坪喜久太郎工学部長の順番で検印がなされ、宮澤の離籍手続きが認められた。宮澤弘幸を工学部の学籍から外すことを通知する文書に「北大工第六二号」の公文書番号を付し、2月3日に宮澤雄也宛てに送付したと思われる。

(4) 工学部学籍簿の「備考」欄への死亡記載(表5②)

工学部は、宮澤の学籍簿の「備考」欄に、朱書きで「昭.22.2.22. 死亡」と記載した。宮澤の学籍簿を在学者学籍簿群から外し、在学のまま死亡し離籍した者の学籍簿群へ移したと考えられる。

(5) 工学部教授会における「死亡」の報告(表5③)

1948年3月11日に工学部が開催した第555回教授会において、前回の教授会以後の処理事項の一つとして、「学生の退学、復学、死亡等に関し左記の通り異動があった」として、「電気 三年 昭和二二、二、二二、死亡 宮澤弘幸」と報告している。

(6) 「死亡」による離籍の位置付け

前述した通り、「宮沢雄也」名義による宮澤弘幸の「死亡届」は父雄也の筆跡ではなく、工学部事務員により作成されたものである。表7は、同じ簿書に綴じられている1件目から4件目までの文書である。この4件は別人名義で工学部へ提出された届・願文書であるが、筆跡が同一で、工学部事務員による代筆文書であると推測できる。文書2が「宮沢雄也」名義の「死亡届」である。工学部事務員が文書を代筆した理由については明確ではない。

【表7】 1948年1月に工学部に提出された届・願

番号	内容	日付	押印の有無	添付文書
1	死亡届	1月15日	押印あり	死亡報告書(1947年11月12日) 父親から教務課長宛て書簡(1948年1月11日)
2	死亡届	1月31日	押印なし	死亡診断書(1947年2月22日)
3	退学願	1月30日	押印なし	父親から工学部宛て葉書(1948年1月30日)
4	退学願	1月31日	押印位置を鉛筆書きで指示した箇所に、押印あり	

[出典] 「退学関係綴 昭和廿三年度以降 工学部」(大学文書館蔵)

例えば、文書1に添付されている、死亡した学生の父親が教務課長に宛てた書簡には、

「先般御照会にあづかりました」と、工学部が学生の親元へ学生の安否や在学意志の確認を行なっている様子が窺われる。さらに書簡は「退学届に関し様式その他御知らせ下され度、早速退学手続致したいと存じて居ります」と、届文書の書式を尋ねている。工学部は事務員が名義人名（父親の名前）も含め代筆した「死亡届」に、父親の押印だけを得て、死亡による学生の離籍手続を行なった。父親の住所は栃木県である。

文書3に添付されている、学生の父親が工学部長に宛てた葉書には「右ノ者本人ヨリ直接何等カノ届出ナキ限り退学トシテ御処理相成度」「尚本人居処不明ノ為本人ヨリ退学届ノ提出不能ニ付申添フ」と記している。学生の安否確認ができず、父親が葉書で退学を申し出ている。工学部では、事務員が「退学願」を父親名義で代筆作成した。押印がないまま、学生の退学手続を進めた。父親の住所は新潟県である。

文書4は、添付文書はなく、学生と保証人が連署した様式の「退学願」を工学部事務員が作成した。「退学願」の学生名と保証人名の下の2ヶ所に薄い鉛筆書きで丸を描き、押印する位置を指示した跡がある。学生と保証人がそれぞれ、指示された位置に押印している。

以上の例から推察すると、文書2に当たる宮澤弘幸の「死亡届」も同様の手続が行なわれたと考えられる。即ち、工学部が、本人または父親宛てに、宮澤弘幸の安否確認または在学意志確認の照会を行なった。この照会により、工学部は宮澤の死亡を確認し、宮澤家または東京警察病院から「死亡診断書」の提出を受けた。「死亡診断書」を基に、工学部事務員が、父親「宮沢雄也」名義で「死亡届」を代筆作成し、宮澤弘幸死亡による離籍の事務手続を行なった。宮澤雄也の押印を得ていない理由は、宮澤家の住所が東京であったためであろう。代筆による学籍からの離籍手続は、宮澤弘幸の案件に限られたものではないと表7の事例から判断できる。

おわりに

(1) 宮澤弘幸の北海道帝国大学在学期間について

以上の考察から、宮澤弘幸の在学について、大学が所蔵する公文書から以下5点を指摘できることを確認しておきたい。

- ① 宮澤弘幸は、1937年4月1日から1940年3月31日まで北海道帝国大学予科に在学した。
- ② 宮澤弘幸は、1940年4月1日から1942年3月31日まで北海道帝国大学工学部に在学した。
- ③ 宮澤弘幸は、1941年12月8日に軍機保護法違反容疑で検挙され、1942年4月1日付けで自筆の「退学願」を提出し、工学部は4月1日付けで退学手続を執った。
- ④ 宮澤弘幸は、1945年12月8日付けの自筆の「復学願」を提出し、工学部は12月21日付けで復学手続を執った。
- ⑤ 宮澤弘幸は、工学部3年目に在学のまま、1947年2月22日の死去し、工学部は1948

年1月31日付けで離籍措置を執った。

(2) 「宮澤・レーン事件」に関わる大学の取り組みについて

大学が宮澤弘幸に関連して行なった在学に関わる事務手続きには瑕疵はない。しかしながら、戦時中に在学学生であった宮澤弘幸が不当に遇された際、大学は全く無力であった。この点について、大学は歴史的事実として銘記しなければならない。今後、大学は、大学の歴史の中に「宮澤・レーン事件」を位置付け、風化することがないよう努力することが必要である²⁸⁾。

表8は、近年、「宮澤・レーン事件」に関わって、大学が行なった取り組みである。今後もこうした取り組みを継続していく必要がある。

【表8】「宮澤・レーン事件」に関わる大学の取り組み

期日	取り組み内容	概要
2007年2月22日 ～4月30日	総合博物館企画展示 「悲劇の北大生宮澤弘幸の『青春を綴 じたアルバム』展」(総合博物館)	秋間美江子氏が所蔵する宮澤弘幸在学 時代の写真アルバムを展示・紹介
2010年3月	逸見勝亮(大学文書館長)「宮澤弘幸・ レーン夫妻軍機保護法違反冤罪事件再考 ——北海道大学所蔵史料を中心に——」	『北海道大学大学文書館年報』第5号 掲載
2011年3月	井上勝生(名誉教授、大学文書館研究 員)「戦時下、時代に悼さした北大生 宮澤弘幸、再論——逸見勝亮氏「宮澤 弘幸・レーン夫妻軍機保護法違反冤罪 事件再考」評——」	『北海道大学大学文書館年報』第6号 掲載
2011年11月29日	上田圭子氏(故上田誠吉夫人、東京都 在住)から「上田誠吉旧蔵宮澤・レー ン事件資料」を受贈	井上勝生、井上高聡(大学文書館員) が上田圭子氏邸を訪問
2012年3月	〔目録〕「上田誠吉旧蔵宮澤・レーン 事件関係資料」	『北海道大学大学文書館年報』第7号 掲載
2012年8月1日 ～11月30日	附属図書館・大学文書館共催展示「“エ ルムの森”の青春——北大生の群像 1876～1949」(附属図書館メディアコート)	「北大生の戦争、そして新しい時代 へ」のコーナーで宮澤弘幸に関する資 料を展示・紹介
2012年10月14日	秋間美江子氏から「宮澤弘幸予科アル バム」受贈	秋間美江子氏が大学文書館に来館 新田孝彦(理事・副学長・大学文書館 長)・白木沢旭児(文学研究科教授、 大学文書館副館長)が応対
2013年5月29日 ～6月1日	秋間美江子氏に宮澤弘幸の在学に関す る大学公文書について説明	三上隆(理事・副学長)、井上高聡が 秋間美江子氏邸(アメリカ、コロラド 州ボルダー在住)を訪問
2014年3月	井上高聡「工学部学生宮澤弘幸の在学 について」	『北海道大学大学文書館年報』第9号 掲載

2014年4月下旬 ～	宮澤弘幸及び「宮澤・レーン事件」に 関する資料展示（百年記念会館）	大学文書館が担当
----------------	--------------------------------------	----------

〔注〕

- 1) 『北海道大学大学文書館年報』第5号（2010年3月）、109-132ページ。
- 2) 「霽のなかに悲喜交々／予科実科専門部／合格者発表さる」（『北海道帝国大学新聞』1937年4月6日、5面）。
- 3) 「試験場の狭隘で／予科、実専を分離」（『北海道帝国大学新聞』1937年1月12日、2面）。
- 4) 前掲注2)、「霽のなかに悲喜交々／予科実科専門部／合格者発表さる」。
- 5) 『北海道帝国大学一覧 昭和十二年』（北海道帝国大学、1937年10月）、410-411ページ。
- 6) 予科学籍簿（北海道大学蔵）。
- 7) 「桜星会々則」第1、4条（『桜星会会報』第3号、北大予科桜星会、1939年3月）。
- 8) 前掲注7)、『桜星会会報』第3号、41ページ。『北海道帝国大学新聞』1938年6月28日。
- 9) 前掲注7)、『桜星会会報』第3号、42ページ。
- 10) 『桜星会雑誌』第46号（桜星会文芸部、1938年7月）、82-83ページ。
- 11) 『桜星会雑誌』第47号（北海道帝国大学予科文芸部、1938年11月）、99ページ。
- 12) 「集会届一覧 昭和九年月起 北海道帝国大学学生課」（東北帝国大学農科大学・北海道帝国大学簿書0429、北海道大学大学文書館蔵）。
- 13) 「学友呉君が先生で／支那語講習会を／予科報国会の提唱」（『北海道帝国大学新聞』1938年11月22日、3面）。
- 14) 「北海道帝国大学文武会会則」（北海道帝国大学文武会編『文武会紹介』、1938年5月）。
- 15) 「殆んど無投票にて／文武会新理事決定」（『北海道帝国大学新聞』1938年12月12日、2面）。
- 16) 『北大百年史』通説（北海道大学、1982年7月）、283ページ。
- 17) 「全学会機構略定まる／全員の各班所属は卅日迄」（『北海道帝国大学新聞』1941年4月22日、1面）。
- 18) 大学文書館が所蔵する「宮澤弘幸予科アルバム」（秋間美江子氏寄贈）の自筆文字と比較した。また、秋間美江子氏に宮澤の自筆文字であることをご確認いただいた。
- 19) 役職・姓名は、文書の記名・検印を基に、1942年10月10日現在の『職員住所録』（北海道帝国大学）を参照して判断した。
- 20) 大学文書館が所蔵する「宮澤弘幸予科アルバム」（秋間美江子氏寄贈）の自筆文字と比較した。また、秋間美江子氏に宮澤の自筆文字であることをご確認いただいた。
- 21) 役職・姓名は、文書の記名・検印を基に、1944年10月現在の『職員住所録』（北海道帝国大学）、1947年8月31日現在の『職員住所録』（北海道大学）を参照して判断した。
- 22) 上田誠吉は、宮澤弘幸検挙後、援助を求める宮澤の両親に北海道帝国大学が冷淡に対応したため、「戦後、宮澤弘幸が北大への復学を考えなかった」と記述している（上田誠吉『ある北大生の受難』、125-126ページ）。また、釈放後の宮澤の下に、大学から復学の意向について打診があった際、「弘幸の心は動かなかった。両親は明らかな不快を示した。北大が弘幸の救援を断ったことが、両親の不信となっていた。」と記述している（179ページ）。執筆時、上田は当然、「復学願」の存在を確認できる立場にはいなかったため、当時、宮澤の置かれていた状況から推論しての記述であるが、この部分については、訂正が必要である。両親の思いとは別に、宮澤は戦後の自身の再起への一選択肢として、大学への復学を視野に入れていたのである。
- 23) 上田誠吉『ある北大生の受難』、179-180ページ。

- 24) 『朝日新聞』1946年1月25日、1面、「天声人語」の全文は以下の通りである。

比島の戦争に際して日本人に殺された米国兵士を記念する奨学金の話がユーピー電報として米紙上に伝えられてゐる▼殺された兵士の名はロバート・ジョンストン君、之に与へられた合衆国政府の保険金一万弗が奨学の資金として両親からラフアイエツト大学に提供せられたが、これに関する故人の遺志は正に襟を正させるものがある▼故人はこれを第一に日本の学生に対する奨学資金に向けることを希望し、若し日本人学生に適当な候補者が見つからないければ、次々に中国人学生、朝鮮人学生、又は比島人学生の順でこれを選ぶことにする▼更にそれも適当なものがない時、初めて白人学生のうちで将来、東洋に行つて伝道の仕事につく志望をもつ者に向けてほしいといふのが、遺言として発表せられたところである▼恩讐の彼方といふが、これはまた恩のみあるを知つて讐のない清浄の世界であり、隣邦蒋介石主席のいはゆる暴に報いるに恵を以てせんとすると、同じ境地であるといつてよからう▼米人や華人の胸に開け行く境地が日本人に解らなくてどうするか。

- 25) 『朝日新聞』1946年2月6日、1面、「天声人語」については、上田誠吉が、不正確な記述や最後の数行の揶揄を批判しつつ、全文を『ある北大生の受難』179-180ページに引用している。この記事は、宮澤が戦後を如何に生きるかという意志を明確に記録した資料であるので、改めて以下に全文を引用する。

比島で戦没した米兵ジョンストン君の保険金一万弗が、その遺言に基いて両親からラフアイエツト大学に奨学金として寄附せられ、その選に与るべき候補者の第一位に日本人が挙げられてゐることは過日の本欄にも紹介した通りである▼早くも候補者としての名乗りが、北海道帝大に学んだことのある二十七歳の青年によつて上げられた▼仔細あつて匿名になつてゐるが、四年前の真珠湾攻撃の頃、やはり同じ北大に講師をしてゐた米人ハロルド・マツシイ・レーン氏夫妻と共に逮捕せられ、治安維持法並に軍機保護法に違反するの故を以て十五年の重刑に処せられた▼大戦中は引続き網走の重罪刑務所に繋がれ、昨年六月になつて仙台刑務所に移されたが、終戦後の政治犯人釈放に関するマックアーサー指令に基いて放免せられたとのことである▼本人は米国へ渡つて哲学と法律とを修める傍ら、米国の教育制度を研究することにより、日本の教育制度を十分に修正し、以て日本の民主主義化に資し度いとの希望を洩してゐる▼日本の新聞記事を読んだ結果と報告せられてゐる所を見れば、或は本欄にも責任の一半があるかも知れないが、今日の日本人に自己推薦を急ぐ資格があるかどうか▼あはて、行列の先頭に立たうとするよりは落着いて考へ直して見る必要があり相である

- 26) 役職・姓名は、文書の記名・検印を基に、1947年8月31日現在の『職員住所録』（北海道大学）を参照して判断した。

- 27) 秋間美江子氏にご確認いただいた。

- 28) この点につき、大学の方針について、秋間美江子氏からご了承をいただいた。

[資料6～9の表記について]

印刷文字は太字、印章・印判は網掛け、朱書き・朱印は傍点で表記した。その他は手書き文字である。

(いのう え たかあき／北海道大学大学文書館員)